令和８年度（2026年度）　共同企業体の申請について（根室振興局）

北海道根室振興局が発注する農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事の入札に、共同企業体で参加希望される方の、令和８年度（2026年度）の受付を次のとおり行います。

１　受付日程

申請締切日及び資格決定予定日は、次のとおりです。

資格　：　農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事、乙型

日程	振興局申請締切日	資格決定予定日	備考
令和8年(2026年)			
３月①	2月27日（金）	3月13日（金）	
３月②	3月6日（金）	3月19日（木）	
３月③	3月12日（木）	3月27日（金）	
４月①	3月19日（木）	4月3日（金）	
４月②	4月3日（金）	4月17日（金）	
５月	4月30日（木）	5月20日（水）	
６月	6月3日（水）	6月19日（金）	※振興局申請締切日の受付は**午前中**までです。
７月	7月3日（金）	7月17日（金）	
８月	8月3日（月）	8月20日（木）	
９月	9月3日（木）	9月18日（金）	
１０月	10月2日（金）	10月20日（火）	※日程について変更となる場合があります。
１１月	11月4日（水）	11月20日（金）	
１２月	12月3日（木）	12月18日（金）	
令和9年(2027年)			
１月①	1月8日（金）	1月22日（金）	
１月②	1月15日（金）	1月29日（金）	
２月①	1月22日（金）	2月5日（金）	
２月②	1月29日（金）	2月12日（金）	
３月	令和８年度（2026年度）の受付は行いません。		

資格　：　舗装工事、建築工事、電気工事、管工事

日程	振興局申請締切日		資格決定予定日		備考
令和8年(2026年)					
３月①	2月27日	(金)	3月13日	(金)	
３月②	3月6日	(金)	3月19日	(木)	
３月③	3月13日	(金)	3月27日	(金)	
４月	3月19日	(木)	4月3日	(金)	
５月	5月1日	(金)	5月15日	(金)	※振興局申請締切日の受付は **午前中**までです。
６月	5月22日	(金)	6月5日	(金)	
７月	6月19日	(金)	7月3日	(金)	
８月	7月24日	(金)	8月7日	(金)	
９月	8月21日	(金)	9月4日	(金)	※日程について変更となる場合 があります。
１０月	9月18日	(金)	10月2日	(金)	
１１月	10月23日	(金)	11月6日	(金)	
１２月	11月20日	(金)	12月4日	(金)	
令和9年(2027年)					
１月	12月18日	(金)	1月8日	(金)	
令和8年度最終	1月29日	(金)	2月12日	(金)	

２　提出書類

経常建設共同企業体

（１）　経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書(別記第２号様式)
原本及び写し　各１部

（２）　経常建設共同企業体協定書(甲型は別記第６号様式、乙型は別記第８号様式)
副本及び写し　各１部

（３）　委任状(北海道根室振興局長宛)　　**原本　１部**

※申請書の宛先は次のとおりです。

宛先	資格
北海道農政部長	農業土木工事
北海道水産林務部長	水産土木工事、森林土木工事
北海道建設部長	舗装工事、建築工事、電気工事、管工事
北海道根室振興局長	乙型

３　留意事項

ア　資格審査について

令和８年度(2026年度)の経常建設共同企業体の資格審査は、各構成員が令和７・８年度競争入札参加資格審査申請において提出した経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)により行います。

イ　結成回数

一つの企業が登録期間ごとに登録できる回数は、資格の種類ごとに１回です。
乙型の結成回数は、異なる資格の組合せごとに１回です。

４　水産林務部建設工事共同企業体の運用方針について

ア　対象工事について

水産土木工事においては、Ｃ等級工事であっても工事予定価格2，000万円以上の工事については経常建設共同企業体を活用することが可能です。

イ　経常企業体の構成について

水産土木工事に係る共同企業体で二等級差企業（ＡとＢとＣ、ＡとＣなど）により結成できるのは、Ｃ等級に格付けされた企業が、過去において、上位等級工事を単独或いは、共同企業体の構成員として施工した経験がある場合や、過去において、上位等級に格付けされていたことがある場合に限ります。
なお、結成する場合は、次の書類を添付してください。（Ｃ等級資格者分のみ）
・過去５ヵ年間の工事施工実績
・工事施工成績評定書（前年度）
・技術者の保有状況

５　申請書等の提出先、問い合わせ先

〒087-8588　根室市常磐町3丁目28番地
北海道根室振興局総務課　主査（事業管理）　電話　0153-23-6813(直通)

・申請前には事前に連絡をお願いします。
・郵送による提出を原則としますが、来庁しての申請の場合でも受け付けます。